

家庭園芸肥料·用土協議会

平成 30 年 12 月 12 日発行

第35回通常総会並びに説明会及び講演会を開催

当協議会の第35回通常総会が、7月26日に大阪市淀川区宮原のメル パルク大阪で開催されました。会員等45人の方々にご参加いただきまし た。来賓として、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMI C) 神戸センターの功刀豊所長、同センター肥料検査課の水野和俊課長、 柳澤茂樹主任調査官にもご出席いただきました。

今総会は61会員中、27社が出席、31社が委任状を提出されて成立。議案 は①平成29年度事業報告②平成29年度決算報告・同監査報告③平成30年 度事業計画案④平成30年度予算案⑤役員改選。

事業計画では今年度も肥料取締法改正等に関する説明会や研修会の 開催、普及啓発活動としてパンフレットやHPを活用して会員及び一 般への知識の普及啓発、情報の発信に取り組むことなどを決定。パンフ レットについては作成委員会を立ち上げ、見直しを検討・作成すること となりました。

2年に一度の役員改選では中島吉之会長が退任され、㈱ハイポネック スジャパンの村上恭豊社長が新会長に就任しました。

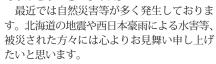
また、前理事のレインボー薬品(株)加々美隆信氏は永きにわたり本協議 会の運営と家庭園芸肥料・用土業界の発展及び振興に多大なご尽力を下 さいました。会則に基づきこれを表彰し、感謝状と記念品を贈呈しまし た。

総会終了後には、連絡説明会で栁澤主任調査官による「最近の肥料情 勢について」、講演会では国立大学法人千葉大学環境健康フィールド科 学センター助教の三輪正幸氏による「家庭果樹における肥料・用土の現 状と展望」が講演されました。

中島吉之会長あいさつ

会長の任をいただき、2年が経過いたしました。その間、家庭園芸の 肥料・用土に関する大きな事故等はなく無事に過ごすことができました。 これも偏にご指導いただいている農林水産省様や FAMIC 様、また会員

の皆様のおかげだと考えております。本当に ありがとうございました。



さて、当協議会は発足して36年目に入り ますが、その間には BSE の問題、鳥インフル エンザの問題、東日本大震災でのセシウムの

問題等、最近では一部大手肥料会社が肥料の不正表示を行っていた問 題等が起きました。その都度、農林水産省様や FAMIC 様のご指導の下、 業界関係各位に対応をしてきた協議会でございます。

将来を考えますと、環境変化による災害等で直接、又は間接的な肥料 の問題はより多くなる事が予想されます。また、日本は災害以外にも人 口減少の問題もかかえておりますので、海外への肥料の販売も増加する ことが予想されます。したがいまして肥料・用土の安心安全を守る「家 庭園芸肥料・用土協議会」は日本国内においても、重要な立場になって くると思います。

今後とも会員の皆様と力を合わせて肥料・用土の安心安全を守ってい きたいと考えておりますので何卒よろしくお願い申し上げます。



村上恭豊新会長あいさつ



1984年に肥料協議会が発足し、 初代会長に村上博太郎(実父)が就 任しました。その後、用土メーカー にも参加してもらい、1999年に現 在の家庭園芸肥料・用土協議会とな りました。

私自身は 2004 年から 4年間会長 をさせていただきました。実は任期

中の2005年に父が亡くなり、それからの2年間、私は何 をするのか悩みました。今も進められている品質保全の問 題や公定規格の改正は非常に大事であり、引き続き進めて きました。今もなお、何か出来ることはないのかと考えた とき、農業改革である「農業競争力強化プログラム」を勉 強しながら発信していけたらと思いました。

それと国際基準化です。要するに日本のスタンダードで はなく海外のスタンダードに沿っていかないと、日本は競 争に負けてしまうと考えています。また、生産資材の安全 性を担保しつつ合理化・効率化を図ることを目的とした規 制の見直しも行うようですので、肥料・用土協議会として は表示などに関連してくるため、それについてもいち早く キャッチして情報を発信できればと思っています。

自分としては、まだまだ勉強不足の部分が多々あります が、日本の農業が大きな改革を得られ、家庭園芸肥料・用 土協議会がどのような形で進んでいくかという事を考えな がら、まずは情報を発信することに努めたいと思います。 今後とも2年間、宜しくお願いいたします。

平成 30 年度新役員

▽会長=㈱ハイポネックスジャパン 村上恭豊 ▽副会長=住友化学園芸㈱ 壇辻寛和、朝日工業㈱ 広瀬清 ▽理事=旭化学工業㈱ 大原詔雄、㈱こうじや 鈴木章弘、㈱JOYアグリス 工勝里、㈱刀川平和農園 刀川貴美子、 ㈱東商 大石敏也、中島商事㈱ 中島吉之、日清ガーデンメイト㈱ 綿谷善孝、㈱花ごころ 小塚純一、フマキラー㈱ 大下 一明 ▽監事=(㈱サカタのタネ 坪田吉啓、タキイ種苗(㈱) 山崎彰(敬称略)

来賓祝辞

農独立行政法人農林水産消費安全技術センター (FAMIC) 神戸センター

功刀 豊 所長

一昨年末に閣議決定された農業 競争力強化プログラムの、その後 のFAMICにおける対応状況に ついて少しご紹介させていただけ ればと思います。



食品表示については原料原産地 の制度が入っています。昨年9月

に施行され、準備期間がおかれている状況ですけれども、まだまだ食品事業者の準備が整っていないということで、新表示に移行しているものは少ない状況です。FAMIC表示の監視部門では、特に産地の表示で、安定同位体の元素の分析、DNAの分析という手法を使って、産地表示が適正になされているのか科学的な分析をやっています。

次に JAS の関係です。一昨年 JAS 法が改正されて、新たな JAS のカテゴリー、規格が作れるようになっています。 農林水産物中の成分の分析について規格化できるようになりました。この規格に対して分析する機関もわれわれ FAMIC が認証分析することが一つ、追加になっています。 別のカテゴリーとして日持ちする切り花の生産管理の規格化。こういう新たなカテゴリーの規格がこれからいろいろ検討されていくということです。

それから国際化の取組が進んでいます。FAMIC 本部で 認定センターなどの組織が 4 月から稼働しました。JAS 規格が国際的な規格になったときに、海外の認定機関と 相互承認を行うということで進めているところです。

農薬の関係では農薬取締法が改正公布され、新たな評価制度ということで15年に1度の再評価をする制度が入っています。FAMICの農薬検査部で農薬の登録審査等を一手にやっている訳ですけれども、新たな評価制度に対応して、今後の審査をどのように進めていくか検討を進めている状況です。

肥料については一昨年12月、農林水産省から銘柄の集約というお願いの文章が出されていますけれども、制度に関しては現在検討中です。現在農林水産省では、現行の肥料取締法の施行から60年が経過しているということ、肥料の生産技術、農業者のニーズなどが変化しているということも十分に考慮したうえで、実用性の低下した規制であるとか、基準等の廃止について、検討を進めていると聞いています。

私どもの肥料業務について行政のサービスの質を向上 させるように検討を進めてまいりたいと思っています。

最近の肥料情勢について

牛由来のゼラチン・コラーゲンの肥料利用条件が緩和 されました。いわゆるゼラチン・コラーゲンの管理措置 が不要になったということです。

ただ改正後、「牛由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ。」となっているんですけれど、皮由来のものについて管理措置の確認の証明書を出せるのが、一次メーカーさんなんですね。そちらのほうで肥料登録を取るのに副産動物質肥料、取られてないです。

ですから、皮以外のものが実際どうだと各セルメーカー さんから出たもので取りたいという相談があるんですが、 今のところ農水のほうに掛け合ってやっていますけれど、 そこでは取れないという状況です。

どうしても各セルメーカーさんなど作っているところは来た原料をそのまま、皮だけのをそのまま処理してくれればいいんですけれど、ほかのものがどうしても混ざってしまう。という風になってくるとそれではその対象から外れてしまう、ということで管理措置がどうしても必

要になってくるというのが現状かと思います。

そういったことでそれを原料に使った被覆窒素肥料も そういうことになろうかと思います。

特殊肥料については、魚かす等で粉末にしないもの、粉末にすれば普通肥料の魚かす粉末になるということなんですけれども、牛由来の原料は「皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く」ということで、ここでもそういったものは除かれているんですけれど、実際どうなのか。そういったものを肥料化したいということが登録窓口に相談等あるかもしれませんけれど、由来をきっちり調べた上で相談していただければと思います。

それから指定配合肥料に使える固結防止剤ということで、今まで8種類あったと思うのですけれど、ゼオライトが増えました。即日施行されております。指定配合肥料なので、家庭園芸用ということで表示をしていればもともと使えてましたけれども、普通肥料の指定配合肥料とすれば、そのような対応をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

■家庭果樹における肥料・用土の現状と展望■

千葉大学環境健康フィールド科学センター助教 一輪下幸氏



家庭園芸における果樹栽培は 鉢植えということがキーワラ樹 になります。一般の人に言う樹 の外なくすがですが、果樹 を言ったら柿の木とかイ と言ったらできないせいできないインシャで、というでもるというでした。 植えどかで、果樹の選び状をできるという活動をしています。

家庭で育てる果樹を皆さんの ビジネス側は過小評価している

と思います。苗木の販売数、金額の話をすると、これは圧倒的に花 とか野菜のほうが多いです。果樹は断トツで少ない。数も少ないし、 単価は高いのですけれど、販売金額としても少ない。

苗木の流通量だとか金額が少ないからといって、皆さんのビジネスで言えば、果樹は儲からない、つまり消費ニーズがないかというと私はそうではないと思っています。なぜかと言うと、果樹は一度買った苗木は何十年も生きます。それから、先祖が植えた木がある。鳥が落とした種子でも増える。ですので、苗木が売れないからと言って果樹が庭にないかというとそうじゃない。コンテナを含めて相当数が、販売数がなくてもあります。

さらにビジネス的に言うと果樹は肥料をけっこう食います。鉢植えの場合は植え替えが必要なので、用土も2~3年に一回、見込みがあります。病害虫の発生が多いので農薬の需要もかなりあります。

つまりこれらを総合すると、肥料とか用土とか農薬などの園芸の 周辺サプライの売り上げに、果樹は現時点でも潜在的にかなり貢献 していると思いますし、今後鉢植えを増やすことで、これらの売り 上げが上がっていくと思っています。

果樹にとって必要な培養土の特徴とはどういうものか。これはどの作物でも言えることですが、通気性、排水性、保水性、保肥性が必要。その中でも果樹の場合、特に水はけが重要です。水はけが悪い土だと、非常に具合が悪い。一つは糖度が低くなります、それから実着きも格段に悪くなるとともに、果樹はけっこう根腐れが出ます。

野菜用の土と果樹用の土、いろいろなメーカーのものを買ってみると、野菜用はどちらかと言うと細かい土を入れて、その代わり毎年のように土壌改良して、締まりすぎたら耕うんもしくは植え替えすると。植え替えと言うか植え付けをまたやるときに消毒するかたちになっています。

一方、果樹は毎年のようにリセットすることができないので、鹿沼土とか赤玉を主体にしたごろ土、小粒くらいのものを入れて、空気の割合を増やして入れていかないと、果樹用とは私は呼べないと思っています。果樹用と売っていても水はけの悪い土が散見されますけれど、その部分が非常に重要になってきます。

あとは科学的に言うと、酸度に関しては基本的には植物は弱酸性を好みます。pHはイチジクとかオリーブは高いですし、断トツで低いものはブルーベリー、こんな状態が客観的にデータとして出ています。私は色んな土を暇なときに調べてみたら、けっこう離れているものあります。例えばナシ用とかカキ用と言うからには、ちゃんと科学的な根拠があってエンドユーザーに出す必要があるんじゃないかと思います。現状そこを満たしていない土もけっこう出ているんじゃないかなと心配になっています。

鉢植えの果樹の普及活動をやっていくことで、これが結果的に用土の売り上げにも直結するんじゃないかと。鉢植え果樹だけでなく、コンテナ野菜などにも当てはまることですが、これから家庭園芸は鉢植えがキーワードになると思っています。

本当に何も園芸を知らない人は鉢植えでもできる事すら知らないので、鉢植えでも例外なくいけるんだと普及活動をどんどんしていくことで、培養土がどんどんいけると。そこの部分が若干足りてないのではないかと1エンドユーザーとして小売店に行くと非常に感じます。皆さんの業界のほうでもぜひ普及に努めていただければと思いますし、その部分で私が活躍できる部分があればぜひ貢献したいと思います。

それから、鉢植えを増やすだけじゃなくて、植え替えが必要だという部分を、これはエンドユーザーで知らない人はたぶん半分くらいいます。10年くらい同じままで次第に枯れていく。苗木が売れるからそのほうがいいのですが、やっぱり難しいという話になってしまうので、それから用土が売れる形になりますので、ぜひ鉢植えの場合は植え替えが重要だという普及活動をしていくことで、用土も売れると思います。

培養土は科学的根拠に基づいた必要がありますが、本来果樹用とか野菜用というのは、植物上ありえないことですが、ちゃんと果樹に向き合って作った培養土を充実させることで、エンドユーザーが安心して育てられます。安易に果樹用と売らずに科学的に基づいた培養土を普及させることが、今後業界の発展につながるのかなと。皆さんそれぞれ開発部をお持ちで、もちろん会社なりの科学的な知見があると思いますが、それを特化させて科学的根拠に基づいた果樹用の培養土を開発していただきたい。科学的根拠に基づいた開発を行っていただければ、自ずと展望も明るいのではないかと思います。

肥料に関しては、私個人的には果樹に特化する必要はないと思っています。野菜と果物はけっこう肥料の要求は近いです。野菜と果物でまとめても私はいけるという気がしますので、あえて果樹用に特化する必要はないのかも知れません。

今日皆さんにお伝えしたいというか確認しておきたいのは、果樹にとって必要な肥料の特徴。要素としては、窒素・りん酸・加里は、非常に重要な、言うに及ばずですが、山型、水平、谷型という形は果樹は何がふさわしいか。昔はりんが非常に重要視されていて、りん酸が「実肥」と呼ばれていた時代があります。これは今は違います。果樹は通常今、いわゆる農業界では水平型かなだらかな谷型を使います。根拠になる数字がけっこう出てきて、早ければ1980年代後半くらいから出てきます。いまだに山型で売っているような場合はちょっと科学的知見に乏しいような気はします。

肥料の展望ですけれど、まずは科学的根拠に基づいた果樹用肥料の開発というのは非常に求められていると思います。業種としては肥料を撒かないと儲からないので、多く撒いてくださいと書きたくなるのはわかるのですが、ちょっと推奨している肥料が多すぎるような気はしています。肥料をやりすぎると根腐れの原因になることもありますので、ちょっと見直したほうが。

それから、コーティング肥料とか液肥とか、いろいろ出てきています。果樹は実は、例えば温州ミカンは9月から10月くらいに特に窒素が効くと食味が落ちる傾向があるのですね。つまり成熟期に窒素肥料が土にだいぶ残っていると糖度が低くなったりとか、色付きが悪くなったりするのです。つまり家庭用だとコーティング肥料は何か月かに一回しか撒かなくていいので流行ってきているんですけれど、果樹の栽培形態を見ると、少なくとも秋口くらいには窒素肥料をなくしたいのです。

いつまでも効いていればいいかというとそうでもないので、場合によっては効かせたくない前くらいは液肥で止めさせて、必要なときだけやってという方法も検討していく必要があります。

家庭用はそこまで考えなくていいと言われると思うのですが、純粋な植物の形態を見たときには、肥料を効かせたくない時期、効かせたい時期があるので、その時期に応じたことを考えたときには、場合によってはコーティング肥料も万能ではないということを覚えておいていただければと思います。



■ Q1 餌の分析値は窒素 0.1% の桁ですが、肥料では 0.01% の位で評価しています。実際、植物の生育には影響(差)は無いと思うのですが、ここまでの分析値(保証値)は必要なのでしょうか。

A)肥料取締法の公定規格において、肥料の種類毎に保証成分量の桁数が定められている。分析値が検出限界以下とならない限り、保証成分量の一桁下まで示してもらっているものである。なお、飼料での評価は、窒素ではなくタンパク質(窒素全量×6.25(係数))です。

■ Q2 ①摂取防止材には、肥料原料にもなるパームアッシュがあるが、パームアッシュを使用した場合どのような扱いになるのか。②パームアッシュを肥料原料(登録された副産複合肥料)として使用するので肥料登録された牛由来肉骨粉+副産複合肥料で指定配合肥料になるのではないか。

A) 牛由来の肉骨粉等について、肥料取締法では、以下の通りの 運用となります。

例として牛由来肉骨粉に摂取防止材 (パームアッシュ) を配合使 用した場合

1. 肉骨粉に対して摂取防止材(パームアッシュ)を最低使用割合の 10% とした場合

①有機質肥料の肉骨粉として登録を受ける(肉骨粉+パームアッ

シュ(摂取防止材目的のみで使用))。保証成分はTN、TPである。 ②配合肥料として登録を受ける(肉骨粉+パームアッシュ(摂取 防止材及び副産複合肥料(肥料成分はCP、CK、WK、CMg が評価) として一物二価の原料肥料としても使用)。

保証成分は TN、TP、CK、WK となる。

※パームアッシュ由来の CP、CMg は最低保証成分量の 1% に満たないため保証成分にならない。

2. 肉骨粉に対して摂取防止材(パームアッシュ)を最低使用割合より多く(例として20%)配合使用した場合

①摂取防止材目的のみの使用は出来ない。

②1の②の配合肥料の摂取防止材及び副産複合肥料(肥料成分はCP、CK、WK、CMg が評価)として原料肥料扱いとなる。

※保証成分量(CP、CMg)の扱いに注意が必要

- 3. 摂取防止材 (パームアッシュ)を使用した配合肥料において保証成分量の変更が生じない程度に摂取防止材 (パームアッシュ)の使用量を増減させる場合は、「肥料の生産に関する原料、材料、生産工程の変更」において肥料取締法施行規則第四条第3号の変更の届出が必要となる。
- 4. 摂取防止材が使用されていない肉骨粉については、肥料取締法施行規則第一条第1号ホの規定により指定配合肥料の原料に使用できません。

※配合肥料(登録肥料)の場合は、登録申請書の肥料取締法施行規則第四条第1号(生産工程の概要)及び第3号(材料の種類、名称及び使用量)で摂取防止材が使用されていることが確認できる。一方、指定配合肥料の場合は、届出は肥料の名称のみであり、摂取防止材が使用されていることが確認できないためである。

会員紹介 ◇毎回、会員リスト掲載順に紹介しています◇

松栄産業株式会社

〒 702-8013 岡山県岡山市南区飽浦 1515-1

TEL: 086-267-3186 FAX: 086-267-3149

URL: http://www.shoeisangyo.co.jpメール: shoei@shoeisangyo.co.jp

弊社は、1977年に設立以来土壌改良材「ダイヤバーク」、各種園芸用土「みみずのチカラ培養土」など肥料・資材等を生産・卸販売しております。最近では、家庭園芸用土肥料の製造委託もお受けしております。今後も「花と緑を言葉にコミュニケーション」を合言葉に、より良い商品の開発・供給に取り組んでいきます。

弊社は 1981 年創業時より農家に必要とされる肥料作りに専念し、安価で効果が実感出来継続して使用可能な肥料を製造する為、グループ会社により魚粉又有機に由来するリン酸、カリ、マグネシューム等の供給を受け、作物に飽きられない肥料作りを目標に事業展開しており、堆肥のペレット化においても創業時より取組み、現在では九州から北海道を肥路を拡大しておりますが、将来の農家の減少に備えグループの協力を得て、農業に力を注ぎ、ニンニクの栽培や飼料用作物を手始めに、自社肥料の費用対効果を確認しつつ、農業に必要とされる商品作りを展開していく所存です。

日本有機株式会社

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井二丁目3番8号

TEL: 086-222-1350 FAX: 086-226-5270

URL: http://www.nipponyuuki.co.jp/メール: info@nipponyuuki.co.jp

事務局より

新会員ならびに会員の異動のお知らせ

【平成29年度期 入会】

のむら産業株式会社 (平成 29 年 4 月 1 日届出) 株式会社プロトリーフ (平成 29 年 5 月 31 日 届出)

渡辺泰株式会社(平成29年6月22日届出)

【平成29年度期 退会】

有限会社宮城発酵(平成29年7月27日届出) レバートルフ株式会社(平成29年7月27日届出) 富士見園芸株式会社(平成30年2月28日届出) 株式会社ナック(平成30年3月31日届出)

家庭園芸肥料・用土協議会

〒 174-0054 東京都板橋区宮本町 39-14 公益財団法人日本肥糧検定協会内 TEL 03-5916-3833 FAX 03-5916-3828 http://www.a-hiryo-youdo.com/